

高知大学学び創造センター学生支援部門
インクルージョン支援推進室と各学部等が連携して行う修学支援に関する要項

令和4年9月1日
学生総合支援センター企画会議承認
令和4年9月26日
全学教育機構会議決定
最終改正 令和7年6月23日

(趣旨)

第1条 本要項は、高知大学学び創造センター学生支援部門インクルージョン支援推進室（以下「推進室」という。）が各学部及び研究科各専攻（以下「各学部等」という。）と連携して行う修学上の支援を必要とする学生への支援（入学前の対応を含む。）に関し必要な事項を定める。

(インクルージョン支援委員会)

第2条 推進室と各学部等が連携・協力し、修学上支援を必要とする学生の修学及び学生生活の支援を行うほか、全学的な支援事業を実施するため、インクルージョン支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、各学部等に置く。

3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部等の長
- (2) 学部等から選出された委員
- (3) インクルージョン支援推進室長
- (4) 学び創造センターの基幹教員のうち、推進室担当の者
- (5) 学生支援課長
- (6) その他学部等の長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

5 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個別支援会議)

第3条 推進室と各学部等が連携・協力し、修学上支援を必要とする学生の修学相談、個別の教育支援計画の立案及び修学支援について、具体的事項を円滑に処理するため、個別支援会議（以下「会議」という。）を置くことができる。

2 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 修学上支援を必要とする学生が所属する学部等から選出された委員
- (2) 修学上支援を必要とする学生のアドバイザー教員又は指導教員
- (3) インクルージョン支援推進室長
- (4) 学び創造センターの基幹教員のうち、推進室担当の者
- (5) 学生支援課長
- (6) その他修学上支援を必要とする学生が所属する各学部等が必要と認めた者

3 会議に議長を置き、前項第1号の者から選出する。

4 この要項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 委員会及び会議の事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

1 この要項は、令和2年2月27日から施行する。

2 高知大学学生総合支援センター特別修学支援室と各学部等が連携して行う修学支援に関する要項（平成30年12月6日学生総合支援センター企画会議決定）は廃止する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年6月23日）

この要項は、令和7年6月23日から施行する。